

平成28年度『児童・生徒生活のきまり』

○帰宅時間

①小学生は、下記時間までに帰宅すること。

4月／午後5時30分	5月から8月／午後6時
9月／午後5時30分	10月／午後5時
11月から1月／午後4時	2月／午後4時30分
3月／午後5時	

②中学生は、下記時間まで帰宅すること。

4月から9月／午後6時30分	10月から3月／午後6時
----------------	--------------

※ただし、部活などで遅くなる場合は、学校の指示に従うこと。

③祭典（樽前山神社例大祭・みなと祭）及び町内会の祭典や盆踊りについては、下記時間までに帰宅すること。

小学生／午後6時	中学生／午後8時
----------	----------

※ただし、スケート祭は、学校の指示に従うこと。

○外出・外泊の注意

- ①外出時には保護者に行き先、目的、同伴者、帰宅時間を話してから出かけること。
- ②上記の帰宅時間以降の外出は、保護者又は保護者の依頼を得た責任のもてる成人と同伴のこと。
- ③外出の際には、中学生は生徒手帳（身分証明書）を必ず携帯すること。
- ④服装は、小・中学生らしい服装とする。特に女子児童・生徒は、不審者からの対象とならないよう、露出の多い服装や華美なものは避けること。
- ⑤外泊は原則禁止とする。
- ⑥留守家庭や空き家などには絶対に入らないこと。

○遊技場・風俗営業などへの出入り

- ①ゲームセンター及びゲームコーナー（専門店、大型店、デパートなど）、カラオケボックス、ボウリング場、インターネットカフェは、小・中学生のみでの入店は禁止とする。利用する場合は、保護者又は保護者の依頼を得た責任のもてる成人と同伴のこと。
- ②パチンコ店、場外馬券場などへの出入りは、保護者又は保護者の依頼を得た責任のもてる成人と同伴でも禁止とする。

○飲食店の出入り

- ①小学生は、保護者又は保護者の依頼を得た責任のもてる成人と同伴のこと。
- ②中学生は、食事を目的とする食堂やファーストフード店以外は、保護者又は保護者の依頼を得た責任のもてる成人と同伴のこと。
※ただし、食堂やファーストフード店であっても、登下校時の利用は禁止とする。

○交通道徳

- ①路上での遊びは厳禁とする。（インラインスケート、スケートボード、キックボード、一輪車、ローラーシューズ、キャッチボール、ソリ遊びを含む）
- ②道路の横断は、必ず左右を確認し、絶対に飛び出したりしないこと。
- ③自転車の二人乗り、無灯火、ジグザグ運転は絶対にしないこと。また、横断歩道は押して渡ること。
- ④冬季間の自転車の利用は危険であるため、出来るだけ利用しないこと。ただし、積雪・凍結路面での利用は厳禁とする。（各学校での指示に従うこと。）
- ⑤交通事故に遭った場合は、ただちに警察署（110番）に通報し、学校にも連絡すること。

○インターネット（携帯電話・スマートフォン・パソコン・ゲーム機など）利用の注意

- ①出会い系サイトなどには一切関わらないこと。
- ②SNS（LINE・ツイッターなど）の利用に当たっては、個人情報や他人への誹謗・中傷を載せないこと。

○不審者への対策

- ①知らない人の誘いには決してのらないこと。また、身の危険を感じた時はすぐに逃げて、近くの「子どもSOSの家」や店舗、住宅などに助けを求めること。
- ②児童・生徒の一人歩きは出来るだけ避け、夜間の単独外出は防犯上厳禁とする。
- ③不審者から被害を受けた場合は、ただちに警察署（110番）に通報し、学校にも連絡すること。

○薬物乱用の禁止

- ①シンナー、ボンド、その他の有機溶剤などの使用やガス吸引などの危険行為は絶対にしないこと。
- ②大麻、覚醒剤などの麻薬及び脱法ハーブは絶対に使用しないこと。

○海や川の注意

- ①海岸は潮の流れが速く、また、海底が急激に深くなり危険なので、海には絶対に入らないこと。
- ②川には、絶対に入らないこと。
- ③結氷した川や湖、沼などの危険な場所では遊ばないこと。

○釣り・キャンプ・登山・サイクリングの注意

- ①小学生が釣りに出かける場合は、保護者又は保護者の依頼を得た責任のもてる成人と同伴のこと。
- ②中学生が釣りに出かける場合は、保護者に許可を得て危険のない場所へグループで行くこと。なお、早朝・夜間の釣りは禁止とする。
- ③小・中学生同士でのキャンプ・登山は禁止とする。
- ④小学生のサイクリングは、保護者又は保護者の依頼を得た責任のもてる成人と同伴のこと。
- ⑤中学生のサイクリングは、保護者の許可を得て実施し、行き先、同伴者名、帰宅時間を告げて、危険のない行動を取ること。

○親水公園、海水浴場、プール、スケート場の注意

- ①親水公園、海水浴場の小・中学生のみの利用は禁止とし、保護者又は保護者の依頼を得た責任のもてる成人と同伴のこと。
- ②プール・スケート場の利用は、注意事項をよく守ること。

○アルバイト

- ①小・中学生とも禁止とする。
- ②中学生の新聞配達は、保護者の同意と校長の承認を得て従事する。祭典などの出店でのアルバイトは禁止とする。

○その他

- ①地域の方に注意をされた場合は素直に従うこと。
- ②公共施設、大型店、デパート、商店、コンビニなどで、万引きなどの疑惑を招くような行為や迷惑をかけるような行動を取らないこと。
- ③火遊び（爆竹、ライター等）や危険な玩具（エアガンなど）での遊びはしないこと。
- ④花火は、近所に迷惑をかけないように時間・場所・安全を考えて、保護者などの大人と一緒にいること。
- ⑤危険な場所（工事現場、資材置き場、廃屋、空家、線路など）には立ち入らないこと。

○連絡先

- ◇学校名（苫小牧市立苫小牧東中学校） 電話（32-5231）
- ◇苫小牧警察署 電話35-0110 又は 110番
- ◇少年指導センター（健康こども部こども支援課内） 電話 32-6148

◆ 苫小牧市小学校生徒指導連絡協議会

◆ 苫小牧市中学校生徒指導連絡協議会